

第24日

平成26年3月20日（木）

午前10時零分再開

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第19号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇）

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） ただいま議題となりました第19号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第19号議案朝倉市甘木勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてであります。

本件は、平成27年3月31日をもって朝倉市甘木勤労青少年ホームを廃止しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、昭和47年に開館した甘木勤労青少年ホームは、耐力度調査により老朽化が目立ち、建てかえを要する施設であることが明らかになっているとのことであります。

また、このホームの利用状況から見ると、その設置目的である勤労青少年のための施設から市民のための生涯学習施設に変化していることなどから、初期の目的は一定終了したと判断し、現在の活動内容は、生涯学習センターや地区コミュニティセンターにおいてなされるべきと考え、甘木勤労青少年ホームを廃止し、廃止後はその建物を解体することとあります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了するとともに、現在の当ホームの利用者等については十分配慮していただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案及び第26号議案についてであります。両議案ともに交通事故による損害賠償についてであり、公務遂行中に発生した交通事故により、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

まず、第24号議案についてであります。執行部の説明によりますと、平成25年9月12

日、午後1時3分ごろ、市職員が市役所駐車場内において公用車を運転中、駐車スペースから後進していた被害者である市職員が公用で運転中の個人所有の軽自動車に接触し、損害を与えたものであります。

なお、和解契約につきましては、市が被害者に損害賠償金として1万6,677円を支払う内容となっております。

なお、今回の事故は、9月に発生したところですが、公用車同士に準ずる事故というまれなケースであったことから、市が加入する保険の適用審査に時間を要したため、今定例会の上程になったということであります。

本委員会といたしましては、今回の事故は公務遂行中に起こした事故に対する措置であり、やむを得ないとしながらも、今後、個人所有の公用利用については、利用できる条件などを再確認することとあわせ、公用車及び公用に利用する個人所有者が加入する保険についても精査、改善することを強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案についてであります。平成25年11月30日、午後3時30分ごろ、市から朝倉市シルバー人材センターへの委託により、市のマイクロバスを運転していた加害者が、青少年赤十字福岡県大会及び街頭募金活動に参加した市内の小学校児童、その保護者及び引率教員を迎えに行くため、福岡市中央区にて走行中、被害者の運転する路線バスに接触し、損害を与えたものであります。

なお、和解契約につきましては、市が相手方に損害賠償金として9万5,855円を支払う内容となっているところであり、全額損害保険金で補填されるものであります。

本委員会といたしましては、公務遂行中に起こした事故に対する措置であり、やむを得ないとしながらも、運転業務委託の際、委託された者が運転に細心の注意を払うことは当然であるものの、委託契約の中で安全運転の重視を明記することも必要であると考え、全庁的に検討されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第19号議案朝倉市甘木勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案交通事故による損害賠償について（秘書政策課）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案交通事故による損害賠償について（教育課）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案ほか8件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第2号議案ほか8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第2号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてであります。

本特別会計は、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業、また旧朝倉町において水洗便所改造資金貸与事業が実施されていたもので、現在は償還率の向上を図ることを目的とし、償還を推進しており、本予算では、総額を977万4,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、平成26年度の計画としては、滞納者に対し、毎月催告書を送付し、夜間電話催告、訪問徴収を行うとともに、償還意識に欠ける滞納者に対しては、法的措置の検討を進めるとのことです。

また、償還意識を高めさせ、少額であっても自発的な償還履行を促すなど、滞納問題の解決に取り組んでいくとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、今後とも滞納者から徴収に努め、不公平感が出ないように取り組むことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計につきましては、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず事業勘定につきましては、予算総額を79億8,742万1,000円で編成しようとするもので、平成25年度当初予算と比較し、率にして3%の増となっております。

内容といたしましては、歳入は歳入総額の17.9%を占める唯一の自主財源である国民健康保険税や国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金、そして国が示す繰入基準に基づいた一般会計からの繰入金が主なものです。

歳出では、被保険者の医療費の支払いを行う保険給付費が歳出総額の70%を占めております。そのほか、年々増加傾向にある後期高齢者支援金や介護納付金、共同事業拠出金が主なものです。

執行部の説明によりますと、国民健康保険は、被用者保険に比べて高齢者が多く加入し、また低所得者の加入割合が高いこと、さらには医療費の増加に伴い、非常に厳しい財政運営を強いられていますが、この財政運営の責任を担う主体を都道府県とする等、重要な医療保険制度改革が平成29年度までに実施されるということです。

朝倉市国民健康保険については、被保険者数が減少傾向にあることに加えて、被保険者の高齢化が進むなど、保険税収入の確保が伸び悩んでいる状況であります。

また、国民健康保険法の改正により、定率国庫負担率が34%から32%に引き下げられたこと、後期高齢者支援金や介護納付金の増加等、国民健康保険制度を初めとする医療保険制度を取り巻く構造問題が保険財政をさらに悪化させています。

さらに医療技術の高度化等によって、医療給付費が伸びていること等から、平成24年度決算で5億6,523万円の歳入不足となり、平成25年度予算からの繰上充用で補填するなど、なお厳しい財政状況とのことです。

審査に当たりましては、新たな市税等収納率向上対策として、平成25年10月から取り組まれているファイナンシャルプランナーへの相談の効果についてただしたところでありませぬ。

執行部の説明によりますと、平成25年10月から平成26年2月までに5回行い、33人、40

件の相談があったとのことで、内容については、収支のバランスについてのライフプランの見直しが最も多く、約4割を占めているとのことです。

また、これまでの5回の相談の中で、過払い金の判明等により国民健康保険税を含む市税に約1,700万円を充てることが可能な状況となる等、効果があらわれてきているとのことであります。

そして、一番大きな問題である国民健康保険の財政運営について、その主体を都道府県とすることを含む医療保険制度改革が実施される平成29年度まで3年しかないことから、厳しい財政運営の原因を早急に解消すべきであるとし、その対応について、執行部にたまたしたところでありました。

これについては、執行部から、平成24年度決算の歳入不足を平成25年度予算からの繰上充用で補填していますが、平成25年度は保険給付費が伸びていることもあり、さらに2億円から3億円の歳入不足となる見込みであるとの説明がありました。

執行部においても、歳入不足の解消に向けて早急なる対応をするべく検討を重ねているとのことであります。

あわせて、今後も引き続き、収納率の向上に努力するとともに、各課の連携にさらに力を入れていきたいとのことであります。

次に、直営診療施設勘定につきましては、予算総額を2億8,943万3,000円で編成しようとするもので、平成25年度当初予算と比較し、率にして8.8%の増となっております。

執行部の説明によりますと、朝倉診療所は昭和24年に開設以来、半世紀にわたり外来診療を中心とした1次医療を提供する国民健康保険直営診療施設として地域の予防医療に力を注ぎ、大きな役割を担っており、特定健診を初め、総合健診である誕生月健診等の保健活動事業も積極的に展開しているところであり、今後も引き続き、地域住民の健康増進と安心・安全を確保する医療機関としての役割が求められているとのことであります。

内容といたしましては、歳入は国民健康保険や社会保険等の診療収入、財政調整基金及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金、歳出は医療用機械器具費等の医業費、誕生月健診や特定健診に係る保健活動費が主なものであります。

本委員会といたしましては、事業勘定につきましては非常に厳しい財政運営であります。市民の健康や国民皆保険制度にとって大事な制度でもあり、早い時期での赤字解消に向けた対応策の実施を要望し、また、直営診療施設勘定につきましては、市民から信頼を得るような取り組みを進めることで、今後も円滑な運営を続けることができるように求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本会計は、平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度の特別会計であります。

この制度は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営し、市は保険料の徴収、被保険者証の交付等の窓口業務を行っております。

本予算は、総額を8億3,954万円で編成しようとするもので、平成25年度当初予算と比較し、率にして0.5%の増となっております。

内容といたしましては、歳入は、後期高齢者医療保険料事務費繰入金や保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金、歳出は、事務費である一般管理費や徴収費、広域連合納付金がそれぞれ主なものであります。

当委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計予算についてであります。

本特別会計につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されております。

まず、保険事業勘定につきましては、総額を56億9,981万7,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、平成26年度は平成24年度から3年間の第5期介護保険事業計画の最終年度に当たり、予算編成はその計画に基づいて行われております。歳出の94.5%を占める保険給付費、いわゆる介護サービス給付費は53億8,853万円で、前年度と比較し2.3%の増となっておりますが、これについては、認定者数や認定率等の推計値、過去の給付実績から今後の伸びを推計し、必要とされる計画期間の給付額を算出しているとのことであります。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、総額を2,289万7,000円で編成しようとするものであります。

本勘定の財源は介護予防サービス計画費収入であり、歳出の主なものは、地域包括支援センターのケアマネジャーの賃金及び居宅介護支援事業に対するケアプラン作成委託料となっております。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、本特別会計の歳入歳出をそれぞれ103万2,000円増額するものであります。

内容といたしましては、歳入は、県補助金である住宅新築資金等償還推進助成事業補助金の増額によるもので、住宅新築資金の改修について、借り受け人からの償還が著しく困難な案件であると認定を受けたものについて補助がなされるものであります。

歳出では、この額を住宅新築資金等貸付事業費として一般会計へ繰り出すものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上、適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ3,000万円増額するものであります。

内容といたしましては、平成25年度の保険給付費の決算見込みが平成24年度と比較し3.8%の伸びとなる見込みであります。そのうち一般被保険者診療給付費について、平成24年度と比較し5.3%の高い伸びが予測されることから、一般被保険者療養給付費負担金を7,500万円増額し、福岡県国民健康保険団体連合会に拠出する高額医療費拠出金を2,000万円、保険財政共同安定化事業拠出金を2,500万円減額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上、適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、平成25年度後期高齢者医療保険基盤安定制度繰入金の確定等、事業費の決算見込みに伴い、本特別会計の歳入歳出をそれぞれ1,190万7,000円減額するものであります。

内容といたしましては、まず歳入は、決算見込みによる特別徴収保険料、普通徴収保険料、保険基盤安定制度に基づく一般会計からの繰入金の減額、平成24年度の決算額が確定したことによる繰越金、福岡県後期高齢者医療制度特別対策補助金の増額が主なものであります。

歳出では、一般会計への繰出金の増額、福岡県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金の減額、平成24年度の4月及び5月の後期高齢者医療保険料負担金として福岡県広域連合に納付しなければならないことから、その増額、保険基盤安定負担金の減額であります。

本委員会といたしましては、予算執行上、適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市環境基本計画の変更についてであります。

本件は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とする朝倉市環境基本計画を変更するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求められているものであります。

計画の中間年度である平成25年度に、国内外、市内部の環境政策の動向等を踏まえて見直しを行うとされていることから、情勢等が策定時と大きく変化した事項について見直し、朝倉市環境基本計画見直し版とするものであります。

執行部の説明によりますと、まず環境基本計画、前期の点検と評価を追加し、東日本大震災や九州北部豪雨等の災害による市民生活への重大な影響を踏まえ、再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素発生量の抑制等への取り組みの推進の点検を行い、現状に即した見直しを行うこととしたとのことであります。

また、評価については、環境審議会の答申である安定財源確保のための基金創設については、関係課と連携し、今後も福岡県と協議を行っていくとのことであります。

次に、1、計画策定の背景の中では、平成24年4月に第4次環境基本計画が閣議決定され、重点分野の1つに地球温暖化の取り組みが位置づけられたことから、太陽光発電や小水力発電等のクリーンエネルギーについて示され、2、計画の基本的事項の中で、市民と事業者の役割として、新たにクリーンエネルギーの導入が追加されたとのことであります。

次に、基本方針については、3本柱は変更せず、その内容について、スイゼンジノリを初めとする絶滅危惧種の保全、工事が再開されることとなった小石原川ダム水源地域整備計画に基づく事業、PM2.5対策及びクリーンエネルギー利用の推進等について追加されたとのことであります。

次に、1、計画の推進について及び2、進行管理については、朝倉市環境アクション協議会を主体とした活動を推進し、その取り組み状況等の成果を取りまとめた環境レポートを作成し、朝倉市環境審議会で点検、評価を受けながら管理を行っていくとのことであります。

次に、資料編として、計画作成及び見直しの経過や関係条例、規定、要綱、上位計画、関連計画が記載されており、その中に、新たに計画見直しの経過等が追加されたとのことであります。

主な質疑の内容としましては、まず、この計画のタイトル、「“思いっきりしん呼吸”人と自然がひびき合うまち あさくら」について、まさしく朝倉市の進むべき方向性があらわれており、環境を守るだけでなく、すばらしい環境を積極的にPRしていくべきであるとし、そのための体制について質疑がありました。

これに対しては、まずはスイゼンジノリを通じて水質のよさをPRするなど、積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、これだけの計画を作成し、取り組んでいくためには、財源の確保が重要であり、基金の創設について、福岡県と協議中とのことであるが、朝倉市が運営できる基金を創設するべきではないかとの質疑があり、独自に運営できる基金について検討したいとの答弁がありました。

また、PM2.5対策について、一時期は重要視され、警戒態勢がとられていたが、現在は意識が薄れ、対策が弱くなっている印象であることから、関係各課連携して対策に取り組むことを要望しました。

本委員会といたしましては、日々刻々と変化する環境行政に即した変更がなされたこの計画のもと、実態を把握し、対応していくことで、環境問題の解決に努めていただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第25号議案交通事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務遂行中に加害者の過失により発生した交通事故によって、被害者の受けた

損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

内容といたしましては、平成25年11月21日、午後2時35分ごろ、加害者が朝倉市総合市民センター第1駐車場出入り口から県道甘木田主丸線へ進行しようと、朝倉市来春328番地1地先において公用車を運転中、田主丸方面に向かって、県道甘木田主丸線を走行する被害者の自転車右側部に接触し、損害を与えたものであります。

和解契約につきましては、市から相手方に損害賠償金として7,350円を支払う内容となっているところであり、全額保険で処理されるものであります。

本委員会といたしましては、公務遂行中に起こした事故による措置であり、やむを得ないとしながらも、最近、事故が増加していることもあり、今後さらなる事故防止の対策に努めるよう、また、そのために指導することについても要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第2号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市環境基本計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案交通事故による損害賠償について(健康課)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案ほか13件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇)

○建設経済常任委員長(中島秀樹君) ただいま議題となりました第3号議案ほか13件に

つきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第3号議案平成26年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてですが、予算総額を歳入歳出それぞれ833万8,000円で編成するものです。

歳入としましては、市営住宅4カ所22世帯分、矢野竹、鬼ヶ城2カ所31世帯分、寺内34世帯分の簡易水道使用料及び一般会計繰入金などが主なものです。

歳出としましては、簡易水道の電気代、施設維持補修費、水質検査手数料等の維持管理費や嘱託職員賃金などが主なものです。

また、矢野竹簡易水道の取水施設の改良工事のため216万円を計上しています。

審査に当たりましては、施設の老朽化が進んでいることから、今後の簡易水道のあり方を含めた整備計画などについて執行部の考え方をたどりました。

執行部の説明によりますと、今すぐ結論づけることは難しいが、小石原川ダムの建設に伴う給水計画等を含め、検討していくとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてですが、予算総額を歳入歳出それぞれ22億8,387万3,000円で編成するものです。

歳入としましては、分担金及び負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金及び市債が主なものです。

歳出としましては、一般管理費5,472万5,000円、流域下水道事業に対する建設費負担金等の流域下水道事業費4,388万9,000円、公共下水道事業費10億9,785万3,000円、特環建設事業費5,012万6,000円、雨水幹線整備事業費1億156万5,000円、流域関連公共下水道維持管理費2億465万8,000円、特定環境保全公共下水道維持管理費1億1,670万9,000円、公債費6億712万5,000円などを計上しています。

平成26年度の公共下水道の整備予定面積は37.2ヘクタールであり、雨水幹線整備事業は古賀地区と堤地区の浸水対策を行い、古賀地区については一部工事に入ります。

流域関連公共下水道については、事業認可区域の拡大を図る予定です。

特定環境保全公共下水道については、朝倉処理区において単独下水道1の編入を行い、処理場等の施設の長寿命化対策を行います。

審査に当たりましては、窓口業務委託の委託料、筑後川中流右岸流域下水道事業負担金率の推移などを確認し、歳出における総務費の増加要因、地方公営企業会計への移行の取り組み、事務費についての考え方、下水道台帳の整備状況などについて質疑を行いました。

総務費の増の要因としては、一般管理費の朝倉特環の条件整備に伴う報奨金の増、企業会計へは平成29年度の移行を予定しており、平成26年度から基礎調査に入るとのこと。事業費については補助対象にはならないが、起債対象になる部分があるので、認められる部

分については計上しているとのこと。下水道台帳は、新規の工事が終わった部分についての整備及び一部整理が終わっていない部分について、計画的にデータ化を行っていくとのことでした。

本委員会としましては、窓口業務委託等、経費削減の効果をより一層明確にしてもらうことを要望し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る下水道整備推進のための予算措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてです。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億2,254万5,000円ですが、本特別会計は、平成20年度で事業の主要な建設工事は終了しているため、現在は維持管理が主な業務となっています。

歳入は、使用料、一般会計繰入金が主なものです。

歳出は、窓口業務委託料や最適整備構想作成業務委託などの一般管理費3,197万8,000円、施設の維持管理費1億5,249万2,000円、公債費2億2,507万5,000円が主なものです。施設の維持管理の効率化を図るため、長寿命化に取り組み、平成26年度は最適整備構想の策定を予定しているとのことでした。

委員会では、下水道に接続をしない理由や、接続促進の必要性についてただしました。

接続率が伸び悩んでいる理由としましては、既存浄化槽の継続利用や経済的理由が主なものだというので、ホームページや広報等で下水道へ接続する優位性を説明し、啓発を行いたいとのことでした。

歳出についても経費の削減等を行い、収支のバランスを保つ努力を行いたいとのことでした。

委員からは、現在接続を行っていない方に対し、奨励金等、何らかの施策を講じるべきではないかという意見が出されました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてです。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億8,507万3,000円で編成されています。

歳入は、分担金及び負担金、使用料、交付金、一般会計繰入金及び市債が主なものです。

歳出は、浄化槽設置のための建設事業費8,326万8,000円、維持管理費1億6,293万円、公債費3億89万1,000円が主なものです。

なお、平成26年度の合併処理浄化槽設置基数は57基を見込んでいるとのことでした。

質疑は、繰入金が増加している要因などをただし、設置や寄附採納による市が管理する浄化槽の維持管理費の増及び起債の償還金の増が主な要因とのことでした。

繰入金に関しては、基準外繰入の営業費用不足分に当たるその他一般会計繰入金がふえないよう努力するとのことでした。

本委員会としましては、この事業が住環境の改善につながるものであることから、全員

異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成26年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を前年同様、歳入歳出それぞれ46万円で編成するものです。

鳥集院工業団地の管理業務として、調整池や緑地帯の維持管理及び放流水の水質調査を実施するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてであります。

地方公営企業法が46年ぶりに改正されたことに伴い、本予算より会計方法が見直されています。本市の工業用水は、全てキンビール福岡工場に給水されており、1日1万5,000立方メートルの給水が計画されています。収益的収入及び支出については、収入に1億4,335万1,000円、支出に1億3,181万8,000円が計上されており、収入の主なものは、水道料金、支出の主なものは、配水及び給水費においては職員7名分の事業費や、両筑平野用水施設管理費負担金等、減価償却費においては、ダムの使用権などです。

次に、資本的収入及び支出についてですが、収入の1,228万1,000円は、両筑平野用水2期事業に係る負担金の一部を利用者であるキンビールに求めるもので、前年度負担金の2分の1相当額を受け入れるものです。支出の2,426万1,000円の主なものは、両筑平野用水2期事業費負担金ですが、収入が支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

質疑では、地方公営企業法の改正により新たに導入されたキャッシュフロー計算書や、投資有価証券の内訳などについて確認をしました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成26年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

地方公営企業法の改正に伴い、この事業会計についても、本予算より会計方法が見直されています。

まずは収益的収入及び支出についてですが、収入6億2,664万1,000円の主なものは、水道料金の収入である給水収益、加入金、一般会計からの補助金、長期前受金戻入、他会計負担金などです。支出5億577万6,000円の主なものは、職員5名、再任用職員1名分の人件費、持丸浄水場で水道用水をつくるための経費である原水及び浄水費、配水管の維持補修に係る経費である配水及び給水費、減価償却費、起債の利子、償還利子などです。

次に、収益的収入及び支出についてですが、収入の1億5,847万9,000円の主なものは、建設改良のための企業債や他会計負担金、他会計補助金などです。支出の2億3,391万2,000円の主なものは、両筑平野用水2期事業負担金や配水管布設がえ工事等の建設改良費や企業債償還金などですが、収入が支出に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資

金等で補填しようとするものです。

審査では、水道事業の現状と課題、将来の展望について執行部の考えをたどりました。

執行部からは、小石原川ダムの建設に伴う給水計画とあわせて、給水地域の拡張も1つの方法として考えながら、既存区域の接続戸数をふやし、水道料金収入を上げていきたいとの説明を受けました。

本委員会としましては、早急に将来展望を明確にするとともに、接続戸数の増加や歳出削減の努力など、健全な水道事業の運営により一層努めてもらうことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、17号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

本件は、事業費の確定及び入札減等により、歳入歳出それぞれ総額1億6,041万4,000円を減額するものです。あわせて、国の緊急経済対策により、交付金の追加配分がなされた9,800万円を次年度に繰り越し、事業の推進を促すために繰越明許費の補正を行うものです。

本委員会としましては、事業推進上、必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

本件は、平成25年度当初予算確定後に国の経済対策による補正が生まれ、機能診断調査業務委託料を平成24年度予算の3月補正繰越分として計上し、重複計上となっていたものを減額するもので、歳入歳出それぞれ1,868万3,000円を減額するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成26年度から県営の両筑平野かんがい排水2期事業が始まり、国の補助事業を利用して、農業水利施設保全対策事業として行われ、その事業費の負担割合は、国50%、県25%、地元25%となり、地元負担25%のうち、朝倉市、筑前町、小郡市、大刀洗町が22.5%、両筑土地改良区が2.5%を負担することが決定されています。

補修、改修に係る工事については、土地改良法の手続を踏まずに事業が実施でき、この場合、県は直接、両筑土地改良区から負担金を徴収できないので、市を通して負担金を徴収することになります。

このことから、朝倉市農業農村整備事業分担金条例に、その分担金を徴収する事業名と分担金の算定基準を追加するものです。

審査に当たりましては、分担金の算定基準である事業経費に1.0665%を乗じて得た額の算定根拠などを確認しました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、21号議案朝倉市企業立地促進条例及び朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてです。

朝倉市に企業が進出する際、一定条件を満たせば認定事業者となり、本条例により固定資産税の減免、または地域総合整備財団からの融資制度の利用を受けることができます。

この地域総合整備財団が新公益法人制度が施行されたことにより、一般財団法人に移行することに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市道路占有料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、道路法施行令の一部を改正する政令が交付されたこと等に伴い、占用料の額を改定したいので、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、道路法施行令第19条において、これまでの所在区分が、甲、乙、丙の3区分に分けられていたものが、今回の改正で、第1級地から第5級地までの5つに細分化され、朝倉市は第4級地に位置づけられたため、単価表のほぼ全てにおいて改正の必要が生じたとのことです。

なお、平成25年12月の定例会においても、主に消費税率改正に伴い、同条例の規定の整備を行いました。本改正の政令公布が11月20日であったことにより、上程する間のいとまがなかったため、改めて今回、改正を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案市道路線の廃止についてです。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求められているものです。

路線の概要については、中島9号線、幅員2.4から2.9メートル、延長315.2メートルです。

執行部の説明によりますと、昨年12月議会において、うきは市からこの路線を市道認定したいので、承諾を願う旨の議案が提出され、可決されたことから、今回、朝倉市が市道を廃止し、うきは市が市道認定を行う予定になっているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案市道路線の認定についてです。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道10路線を認定するに当たり、同条2項の規定により、議会の議決を求められているものです。

10路線の各概要を説明します。

まず、下戸河内・中ノ原1号線は、幅員4メートル、延長322メートルの道路です。小石原川ダム関連事業として、下戸河内1号線の橋のかけかえを予定していますが、下戸河内地区への進入道路を整備する必要があるため認定をするものです。

次に、伏ノ元・下戸河内1号線は、幅員4メートル、延長52メートルの道路です。小石原川ダム関連事業において、迂回路として整備する必要があるため認定するものです。

次に、ツル・河内3号線は、幅員5.6メートル、延長49.9メートルの道路です。平成6年ごろ、水の文化村、美奈宜の杜が開発された際に整備されましたが、市道認定が漏れていたものです。

次に、出口上川原1号線は、幅員9メートル、延長225メートルの道路です。県営比良松住宅の建設時に整備されましたが、平成25年度に歩道や植栽など、市道として管理する条件が整ったため、認定するものです。

次に、森ノ前・反畑1号線、幅員2.6から5.3メートル、延長962メートル。森ノ前1号線、幅員1.8から6.7メートル、延長649メートル。竹ノ下・木ノ本1号線、幅員4メートルから5.2メートル、延長540メートル。迫ノ下・犬谷1号線、幅員4.8から6.8メートル、延長523メートルの4路線については、昭和56年から昭和63年にかけて、旧杷木町で実施された圃場整備事業に当たり、区域内の町道を廃止して農道としましたが、その後の再認定が漏れていたものです。

最後に、松末五反田1号線、幅員2.1から4.8メートル、延長457メートルと、松末五反田2号線、幅員4.0メートルから4.6メートル、延長129メートルは、平成8年から平成12年にかけて旧杷木町で実施された山林振興事業による圃場整備事業に当たり、区域内の町道を廃止して農道としましたが、その後の再認定が漏れていたものです。

審査では、旧杷木町の再認定が漏れている道路の中に、幅員が不十分な箇所があるため、通行上の安全性に問題があり、市道認定後に事故等が発生した場合の市の責任を危惧する意見が出されました。

また、幅員が4メートルに満たない道路が市道認定として上がってきた際に認定する基準があるのかという意見も出されました。

これに対し執行部からは、幅員が狭い箇所については、地元より寄附採納を受け、拡幅を計画し、拡幅ができない箇所については標識を立てるなどをして、通行の注意を促し、地域コミュニティと一緒に事故防止策を検討していきたい。

また、市道認定する基準については、朝倉市市道認定基準の内規があり、その中に、道路の幅員は原則として4メートル以上であること、ただし、旧認定道路再認定は除くとの記述があり、合併前に町道や市道であって、再認定を行う道路については、これに基づき

認定を行いたい。さらに、庁内で十分な協議を行い、今回のように合併前に町道や市道の認定を行っていて、何らかの理由で町道や市道から外し、再認定が漏れている路線など、今回と同様の事例がほかにはないかを確認する作業を行いたいといった回答を得ました。

本委員会としましては、朝倉市市道認定基準に基づき認定を行うものでやむなしとするものの、路線については、執行部として十分な精査を行った上で、議案として提出すべきであり、また市道認定基準については、十分に認定要件を検討されることを強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の過程と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 委員長より審査報告がなされましたが、6ページ、7行目でございます。公債費3億89万1,000円と報告がなされましたが、公債費3,089万1,000円と訂正方、お願いします。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 委員長、よろしいですか。

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） 失礼しました。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時16分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、第3号議案平成26年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成26年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第11号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成26年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案朝倉市企業立地促進条例及び朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○予算審査特別委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました第1号議案平成26年度朝倉市一般会計予算につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、4日間にわたり、歳入歳出についての説明を受け、質疑を行うとともに、総括質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、本年4月に市長選挙が予定されていることから骨格予算としての編成が行われたところであり、当初予算規模を250億3,000万円とし、昨年度の当初予算額272億4,000万円と比較しますと22億1,000万円、8.1%の減となっているところであります。

歳入につきましては、市税においては、税率の引き下げによる固定資産税の減少が見込まれるものの、法人市民税の回復や復興増税による個人市民税の増が見込まれることから、市税は前年度に比べて約1億1,500万円、1.6%の増となっております。

また、地方交付税及び臨時財政対策債については、平成26年度地方財政計画において、前年度に比べ地方交付税が1.0%の減、臨時財政対策債が7.7%の減となっておりますが、本市においては、前年度に比べ臨時財政対策債が7,700万円、6.5%の減、地方交付税は6月の本予算に向けて一部を留保財源にしたことから1億9,500万円、2.6%の減となっております。

これらのことから、歳入の根幹をなす市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は約7,600万円、0.5%の微減となったものの、骨格予算による予算規模の縮小もあり、前年度同様に財源補填としての基金からの繰り入れに頼ることなく予算を編成することが

できたとのことであります。

歳出につきましては、骨格予算であることから、政策的な新規事業は未計上ですが、義務的経費や継続して年度当初から執行が必要な事業である臨時福祉給付金事業、小石原川ダム水源地域整備基金への積立金、中心市街地第2期事業などを計上した予算になっております。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また、前年度の決算審査の質疑や意見をもとに将来の財政状況分析がなされているか、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところであります。

討論、採決の結果、執行部の説明を了とすところではありますが、合併優遇措置の終了後に向け、義務的経費も含めた事務事業の徹底した見直しにより、行財政改革を推し進め、効率のよい、そして効果のある行財政運営が行われることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げます、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第1号議案平成26年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた26陳情第1号を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇）

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） ただいま議題となりました26陳情第1号につきまして、慎重に審査をしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告します。

本陳情は、1、TPP交渉の内容を国民に開示すること、2、TPP交渉から撤退することを包含した意見書の提出を政府、関係機関に対して求められているものです。

審査に当たっては、執行部よりTPP交渉経緯と、朝倉市や農業団体などの動向、ISD条項及び秘密保持契約の内容などについて説明を受けました。

執行部の説明によりますと、平成26年2月25日まで行われていた閣僚会合によるTPP交渉では、大筋合意には至らず、特に日米間で農産品関税や自動車をめぐる主張の隔たりが埋まっていないとのことでした。

本市のTPPに関するこれまでの経緯としては、1、平成22年12月に、朝倉市、筑前町、東峰村の3首長で福岡県知事宛てにTPPへの参加反対の要請書を提出、2、平成25年3月に、朝倉市長へ筑前あさくら農業協同組合、筑前あさくら農政連及び筑前あさくら農政連各支部がTPPへの対応に関する要請書を提出、3、平成25年3月に、朝倉市議会がTPPへの対応に関する意見書を提出、4、平成25年11月に、全国市長会がTPP協定交渉に関する重点提言が提出されてるとのことでした。

また、ISD条項とは、投資家が投資先の国家によって被害を受けたときに、協定に基づいて投資先の政府を訴えることができる条項、秘密保持契約とは、3カ国が署名し、締結されて、交渉中にやりとりした書簡や提案など、協定発効から4年間秘匿され、登録された人のみが閲覧できるものとのことでした。

質疑では、全国市長会によるTPP協定交渉に関する重点提言の内容や、他の市町村や農業団体の動向等を確認しました。

本委員会としましては、内容について慎重に審査をする過程で、この陳情書の2つの項目については分けて結論を出すことになりました。

まず1、TPP交渉の内容を国民に開示することについては、全国市長会のTPP協定交渉に関する重点提言においても、TPP協定は国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めることとあり、国民の知る権利を尊重し、交渉内容を随時開示してもらいたいとの意見が出され、全員一致により採決すべきものと決しました。

次に2、TPP交渉から撤退することについては、基幹産業が農業である朝倉市のみの問題ではなく、グローバル化の中で世界での日本の立場を考えると、TPP交渉からの撤退は難しく、慎重に考えるべきであるとの意見が出され、採決の結果、全員一致により不採択とすべきものと決しました。

以上の結論の内容から、26陳情第1号については、全員異議なく一部採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、26陳情第1号の一部採択の趣旨に基づいた意見書を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、26陳情第1号T P P交渉に関する陳情書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、26陳情第1号は一部採択することに決しました。

次に、第13号議案の審議を行います。

それでは、第13号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時45分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、建設経済常任委員会より意見書案1件、環境民生常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第29号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、本松耕司の任期が平成26年6月30日に満了することに伴い、新たに江藤博文を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

次に、意見書案について提案理由の説明を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇）

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） ただいま議題となりました意見書案第1号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書の内容につきましては、お手元に配付のとおりですが、T P P交渉の内容を国民に開示することを求めるものです。

政府は、平成25年3月にT P P交渉参加を表明し、交渉を続けていますが、T P P交渉次第によっては、国内の農業生産を初めとして、地域経済、社会、雇用について極めて深刻な影響をこうむることが十分予想されています。

このようにT P P協定は、国民生活にかかわる非常に重要なものであることから、国民に対し交渉内容に関する徹底した情報の開示を行うよう、この意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由を御説明しましたが、皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） それでは、意見書案第2号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。皆様も御存じのとおり、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法は、平成7年6月に制定、平成9年4月から一部施行、平成12年4月から完全施行され、その後、多くの課題を受け、平成18年6月には一部改正されています。

しかし、現状はリサイクルのための分別収集、選別、保管を税負担で行うことになって

いるため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反し、リサイクル優先に偏っているのが実態であり、今後は消費者、国、自治体、事業者のさらなる連携を図る必要があります。

我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、国に対し、法的整備を強く求める必要があることから、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を提出するものであります。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(手嶋源五君) 次に、発議案について、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 桑野博明君登壇)

○議会運営委員長(桑野博明君) ただいま議題となりました発議案第1号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

提案の理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる分権第3次一括法の施行による国土利用計画法の一部改正に伴い、平成26年4月1日から朝倉市国土利用計画の法的な議決手続の義務づけを廃止されることとなり、議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねることとなりました。

朝倉市議会といたしましては、同計画を朝倉市政の基本的な方向を定める計画と認め、今後も議会の議決事件としたいので、この条例を制定しようとするものです。

また、朝倉市国土利用計画を議決事件条例に制定する計画とすることにより、同計画に示す土地利用を推進するためのいわゆる下位計画に当たる朝倉市森林整備計画及び朝倉市都市計画マスタープランを議決事件条例から削除しようとするものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(議会運営委員長 桑野博明君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩をいたします。その場でお願いをいたします。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせのとおり同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第29号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑

はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号T P P交渉の内容を明らかにすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号、意見書案第2号及び発議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、第29号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第29号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第1号T P P交渉の内容を明らかにすることを求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第1号朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成26年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時59分閉会